知的財産権濫用に関する独占禁止指南 (意見募集稿)

2015年12月31日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本 資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了 承下さい。

国務院独占禁止委員会 知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン (意見募集稿)

(2015年12月31日)

音害値

独占禁止と知的財産権制度は競争とイノベーションの促進、経済運営の効率向上、消費者の利益保護、社会福祉の増進という共同の目標を持つ。「独占禁止法」は市場の競争を保護することで、イノベーションを推進し、技術の普及と利用を促進し、知的財産権制度はイノベーションの保護と奨励を直接の目標として市場の競争を促す。したがって、「独占禁止法」は経営者の法令に基づいた知的財産権の権利行使には適用されない。しかし、知的財産権の権利行使は知的財産権制度の初志に反し、競争を排除、制限し、イノベーションを阻む可能性がある。「独占禁止法」は市場における自由、公平な競争の基本的法制度として、知的財産権を濫用して競争を排除、規制することを含む、競争の排除、制限の規制を行う。

独占禁止法の法執行の実践において、競争を排除、制限する知的財産権の濫用が一定の特殊性を有することに対する分析及び認定については、「独占禁止法」の基本分析の枠組みの適用を基礎として、一連の具体的な問題をより一層明確にする必要がある。この見地から、知的財産権を濫用した独占的行為を規制する主導的規則を打ち立て、独占禁止法の法執行の透明性を向上させ、市場により一層明確な合理的予測を持たせ、経営者を知的財産権の正当な権利行使へ導くために、「独占禁止法」に基づき、本ガイドラインを制定する。

一. 基本的課題

(一)法執行の原則

独占禁止法執行機関は知的財産権分野に及ぶ独占禁止法の法執行の過程において、次に掲げる4つの原則を貫かなければならない。

- 1. 知的財産権の権利行使に対する独占行為の規制については、その他の財産的権利と同一の規制基準を採用し、「独占禁止法」の基本分析の枠組みに従い、知的財産権の特徴を併せて考慮する。
- 2. 経営者が知的財産権を有することがその関連市場の支配的地位を持つことを直接推定する理由にはならない。
- 3. 競争を排除、制限するおそれのある知的財産権の権利行使の分析を行い、必要に応じて、 知的財産権の権利行使が競争とイノベーションに及ぼす好ましい影響を十分に考慮する。
- 4. 公正性・透明性を貫き、経営者が提起した知的財産権の権利行使の正当性の事実、証拠及び理由について十分に考慮する。

(二)関連市場の区分

知的財産権に及ぶ関連市場を区分し、関連市場の区分の一般原則と方法に従う、即ち、常に関連する商品市場と関連する地域市場の区分を行うとともに、知的財産権の特殊性について考慮する必要がある。

知的財産権は直接取引の対象となるだけでなく、商品又はサービス(以下「商品」と総称する)に用いることもできる。したがって、知的財産権に及ぶ独占禁止行為の分析において、関連する商品市場を区分するのみでは関連する知的財産権の権利行使が競争に及ぼす影響を包括的に評価することが困難である場合、関連する技術市場の区分を導入する必要がある。必要に応じて、知的財産権の権利行使が研究開発投資、イノベーションの活動に与える影響を考慮することもできる。

関連する技術市場とは、知的財産権の権利行使が及ぶ技術及び代替関係にある技術間の相互の競争から構成される市場をいう。技術の代替可能性の判断において考慮可能な要素には、技術属性、用途、使用許諾料、知的財産の権利保護期間及びその需要者がその他の代替技術に転換する可能性ならびにコストなどが含まれる。異なる技術を利用して代替関係にある商品を提供することが可能であれば、これらの異なる技術の間に代替可能性があると考えられる。

知的財産権が及ぶ関連する商品市場と関連する技術市場はいずれも関連する地域市場を区分する必要がある。関連する技術市場における地域市場の区分については、知的財産権の地域性を考慮する必要がある。関連する取引が複数の国と地域の知的財産権に及ぶ場合、関連する取引の条件が関連する地域市場の区分に対して及ぼす影響も考慮しなければならない。

(三)全体的分析の考え方

独占禁止法執行機関は経営者が「独占禁止法」に違反しているか否か、知的財産権の濫用による競争の排除、限定について分析及び認定する際に、法学、経済学などの学問における分析方法を総合的に活用し、関連する知的財産権の権利行使によって構成されるであろう独占行為の類型について具体的に分析を行う必要があり、関連市場の競争状況、関連する知的財産権の権利行使が競争を排除、限定するか否か、関連する知的財産権の権利行使がイノベーションを促し、効率を高めているか否かについて考慮することができる。

1. 関連市場の競争状況の分析

関連市場の競争状況の分析については、次に掲げる要素について考慮することができる。

- (1)経営者と関連する競争者、取引相手の市場における地位
- (2)関連市場の集中度
- (3)関連市場への参入の難易度
- (4) 関連する知的財産権に対する取引相手の依存度
- (5)産業の特徴と産業の発展状況

(6)技術の改良、代替可能な技術及びその市場におけるシェアなどを含む、関連市場における 技術状況

関連する技術市場におけるシェアを算出する際、個別の事例に基づいて、次に掲げる方法を採用することができる。

- (1) 関連する知的財産権の使用許諾料による収入の関連市場における使用許諾料総収入に占める割合
- (2)関連する知的財産権が提供する商品の川下市場におけるシェアの割合を用いた市場シェア の算出
- (3)代替関係を有するすべての知的財産権における、関連する知的財産権の数量の割合の考慮
 - 2. 競争の排除、制限に関する分析

知的財産権の権利行使が競争を排除、制限するか否かの分析については、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (1)権利行使が関連市場に存在する競争及び潜在的な競争を除去又は阻害する
- (2)権利行使がコア技術などの資源を制御し、関連市場への参入の障害の可能性を生む又は高める
 - (3)権利行使が技術のイノベーション、普及及び発展を阻害する
 - (4)権利行使が関連する産業の発展を阻害する
 - (5)権利行使が生産量、エリア、消費者などを制限する時間、範囲及び度合い
 - 3. イノベーションの促進、効率向上の分析

知的財産権の権利行使がイノベーションを促進し、効率を高めているか否かの分析については、 次に掲げる要素を考慮する必要がある

- (1)知的財産権の権利行使とイノベーションの促進、効率向上との間の因果関係
- (2)知的財産権の権利行使によるイノベーションの促進、効率向上の度合い
- (3)知的財産権の権利行使が関連市場の競争を厳しく制限する、又はその他の経営者のイノベーションを阻害することにならない
 - (4) 消費者がイノベーションの促進、効率の向上により生み出される利益を享受できる
 - 二. 競争を排除、制限するおそれのある知識財産権に関する取り決め

経営者が合意に達成した知的財産権に関する取り決めが、競争を排除、制限するか否かを判断するには知的財産権の特徴を考慮する必要があり、個別の事例を踏まえて具体的に分析する。一般的に言えば、競争関係を有する経営者が合意に達した知的財産権に関する取り決めは、競争関係を有さない経営者が合意に達した知的財産権に関する取り決めよりも競争を排除、制限するおそれがより大きい。合意に達した経営者間において競争関係があるか否かを判断するには、合意に達していない状況下において、経営者間で関連市場において実際の、又は潜在的な競争

関係が存在するか否かを考慮に入れなければならない。また、同取り決めに合意した後、経営者 は関連市場において知的財産権を行使する、又は知的財産権を利用して提供する商品又はサー ビス間において競争関係が成立するか否かを考慮に入れなければならない。

(一)競争関係を有する経営者が合意に達した取り決め

「独占禁止法」第 13 条第 1 項第(一)から(五)号の規定の独占協定を踏まえ、競争関係を有する経営者が合意に達した次に掲げる知的財産権に関する取り決めも競争を排除、制限するおそれがある。

1. 共同研究開発

同ガイドラインでいう共同研究開発とは、2 もしくは 2 以上の経営者が技術もしくは製品を共同研究開発することをいう。

共同研究開発は一般的に、開発コストの節約ができ、研究開発効率を向上させ、イノベーションを推進し、競争を促す効果を有している。ただし、共同研究開発もまた競争を排除、制限するおそれがある。具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1)経営者が共同研究開発と関連のない分野において新技術、又は新製品を独自で開発することを制限していないか
- (2)経営者が共同研究開発と関連のない分野において新技術、又は新製品を第三者と協力して研究開発することを制限していないか
- (3)経営者が共同研究開発と関連のない分野において開発した新技術、又は新製品が係る知的財産権の帰属と行使を限定していないか

2. パテントプール

同ガイドラインでいうパテントプールとは、2 又は 2 以上の専利権者が各自の専利を共同で対外的に許諾することをいう。パテントプールには特別に設立した企業、委託した特定会員の管理、又は独立した第三者による管理などの形式を含む。

パテントプールは通常、取引コストを下げ、効率を上げ、競争を促す効果を有している。ただし、 パテントプールにもまた競争を排除、制限するおそれがある。具体的な分析を行う場合、次に掲 げる要素を考慮しなければならない。

- (1)パテントプールの中の専利が完全に、又は主に相互で代替関係を有する技術により構成されていないか
- (2)パテントプールの構成員の単独対外許諾がそのパテントプールの中の専利を制限していないか
- (3)パテントプールを利用して代替技術を排除する、又はその他の経営者が関連市場に参入することを阻害していないか

- (4) パテントプールの構成員がパテントプールを通じて、パテントプールで必要としない商品価格、 生産量、市場区分など競争に関する情報を交換していないか
 - (5)パテントプールの構成員による新技術の研究開発を制限していないか
 - 3. クロスライセンス

本ガイドラインでいうクロスライセンスとは、経営者が、各自が有する知的財産権の相互使用を 許諾することをいう。

クロスライセンスは通常、知的財産権の許諾コストの削減、イノベーションの奨励、知的財産権の実施を促す。ただし、クロスライセンスも競争を排除、制限するおそれがあり、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1)クロスライセンスが排他的許諾となっていないか
- (2)クロスライセンスが、第三者が関連市場に参入する際の障壁を構成していないか
- (3) クロスライセンスが川下の関連商品市場の競争を阻害していないか
- 4. 標準設定

本ガイドラインにおいて標準設定とは、経営者が共同で一定範囲内において統一的に実施する知的財産権に及ぶ標準を設定することをいう。

標準設定は異なる製品間の通用性、コスト削減、効率向上、製品品質の保証、競争の促進、社会福祉の増進に資するものである。ただし、競争関係を有する経営者が標準設定に共同参画することも、競争を排除、制限するおそれがあり、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1)その他特定の経営者を排除していないか
- (2)特定経営者の関連する提案を排斥していないか
- (3)その他競争性を評価する指標を実施しないように制約していないか
- (4)標準に含まれる知的財産権の行使に対して、必要、合理的な制約メカニズムになっているか 競争関係を有さない経営者が合意に達成した共同研究開発、パテントプール、クロスライセンス、 及び標準設定などの知的財産権に関する取り決めが競争を排除、制限しているか否かを分析す る場合、上述の関連する分析要素を同様に考慮することができる。ただし、上述の知的財産権に 関する取り決めに達した経営者が競争関係を有さないというこの重要な要素を十分に考慮しなければならない。
 - (二)競争関係を有さない経営者が合意に達した取り決め

「独占禁止法」第14条第1項第(一)号、第(二)号に規定の独占協定を踏まえ、競争関係を有さない経営者が合意に達した次に掲げる知的財産権に関する取り決めは、競争を排除、制限するおそれがある。

1. 価格制限

許諾者は被許諾者によって第三者に対してその知的財産権を利用して提供される製品を販売する価格を固定する、又はその最低販売価格を限定する場合、「独占禁止法」における転売価格の固定、最低転売価格の限定に関する規定を適用する。

2. 独占的グラントバック

本ガイドラインにおいてグラントバックとは、被許諾者が許諾された知的財産権に係る後続の改善、又は使用を許諾された知的財産権により得た新たな成果を通して、許諾者に授権することをいう。独断的グラントバックとは、許諾者は被許諾者がグラントバックする改善、又は新たな成果を実施する権利を有することをいう。

グラントバックは通常、許諾者の許諾リスクを低減し、新たな成果に対する投資と運用を促し、イノベーションと競争を推進する。ただし、独占的グラントバックは許諾者が改善、又は新たな成果を得ることを抑制し、被許諾者のイノベーションの原動力を低下させ、競争を排除、制限するおそれがあるため、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1)許諾者は同独占的グラントバックについて実質的な対価を払っているか
- (2)許諾者と被許諾者がクロスライセンスにおいて相互に独占的グラントバックを求めているか
- (3)独占的グラントバックが知的財産権に係る改善、又は新たな成果が単一の経営者に集中することで、その者が関連市場に対する支配を獲得又は強化してはいないか
- (4)独占的グラントバックが後続の改善に対する被許諾者の積極性を損なっていないか 許諾者が被許諾者に対して上述の後続の改善若しくは新たな成果を許諾者に譲渡する、又は 独占的に許諾する、その者が指定する第三者に譲渡することを求めている場合、同行為が競争 を排除、制限するか否かを分析する場合、上述の要素を同様に考慮しなければならない。

3. 不争義務条項

本ガイドラインにおいて不争義務条項とは、許諾者が被許諾者に対して、その知的財産権の有効性に異議を申し立ててはならないことを求めることをいう。

不争義務条項は通常、濫訴を避け、取引効率を高めることができる。ただし、不争義務条項は 被許諾者が知的財産権の有効性を疑う権利を制限し、競争を排除、制限するおそれがあり、具体 的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1)許諾者が、すべての被許諾者がその知的財産権の有効性に疑問を持たないよう要求していないか
- (2)不争義務条項が及ぶ知的財産権は有償実施許諾、又は川下市場に参入する障害を構築し ていないか
 - (3)不争義務条項が及ぶ知的財産権がその他の競争性知的財産権の実施を阻害していないか
 - (4)許諾者が間違った又は誤認性を有する情報によって知的財産権を取得していないか
 - (5)許諾者が不正な手段によって、被許諾者に不争義務条項を受け入れさせていないか
 - 4. その他、制限条項

競争関係を有さない経営者が合意に達した知的財産権に関する取り決めには、次に掲げる制限条項が含まれるおそれがある。

- (1)被許諾者が特定分野において知的財産権を使用することを制限する
- (2)被許諾者が知的財産権を利用して提供する製品の販売ルート、販売範囲又は取引対象を 制限する
 - (3)被許諾者が知的財産権を利用して生産又は販売する製品の数量を制限する
- (4)被許諾者が第三者から実施許諾を得て、その競争力のある知的財産権を使用することを禁止する、あるいは被許諾者が許諾者の製品と相競争する製品の生産、販売を禁止する

上述の制限条項は通常、商業の合理性を有し、効率を高め、知的財産権の実施を促す。ただし、特定の状況下においては、上述の制限条項が競争を排除、制限するおそれがあり、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1)制限の内容、度合い及び実施方法
- (2)知的財産権を利用して提供する商品の特徴
- (3)競争性の知的財産権を有するその他の経営者が同一又は類似の制限を実施していないか
- (4)許諾者の知的財産権の実施と発展を促していないか
- (5)その他の知的財産権の実施と発展を阻害していないか

競争関係を有する経営者が知的財産に関する取り決めにおいて達成した独占的グラントバック、不争義務条項、及びその他制限条項が競争を排除、制限していないか否かを分析する場合、上述の関連する分析要素を同様に考慮することができる。ただし、上述の知的財産権に関する取り決めの経営者が競争関係を有するという重要な要素を十分に考慮しなければならない。もし、上述の取り決めが実質的に「独占禁止法」第 13 条第 1 項第(一)号から(五)号で規定されている独占協定を構成するのであれば、「独占禁止法」の上述の独占協定の規定を適用する。

(三)契約免除

関連する知的財産権に関する取り決めが「独占禁止法」第 15 条の規定に基づき免除を獲得することができるかどうかを考慮する場合、同取り決めがイノベーションの促進、効率向上などの点において好ましい効果を上げることを重点的に考慮しなければならない。市場シェアが低い経営者が合意に達した関連する知的財産権に関する取り決めは通常、競争を著しく排除、制限することはなく、独占禁止法の法執行の効率向上のために、市場主体に明確な予測を与え、関連する知的財産権に関する取り決めに達した経営者が次に掲げる条件の 1 つに該当する場合、同知的財産権に関する取り決めは「独占禁止法」第 15 条の規定に基づき免除を獲得すると推定される。

- 1. 競争関係を有する経営者の関連市場の市場シェアが合計 15%を超えない場合
- 2. 競争関係を有さない経営者が、取り決めが及ぶいずれかの関連市場上の市場シェアが平均して25%を超えない場合

経営者が達成した関連知的財産権に関する取り決めが「独占禁止法」第13条、第14条で明確に列挙された独占協定、及び同ガイドラインが列挙した価格制限を構成する場合、上述の推定は適用されない。

関連する知的財産権に関する取り決めが上述の免除推定条項に合致するものの、それが実際には「独占禁止法」の第 15 条の規定には合致するものではないことを証明する証拠がある場合、 免除を獲得することはできない。

三. 知的財産権にかかわる市場支配的地位の濫用行為

経営者による知的財産権の権利行使が市場支配的地位の濫用に該当するか否かを分析するには、まず関連市場を区分するとともに当該経営者が関連市場における支配的地位を有するか否かを認定し、さらに個別のケースに基づき、その知的財産権の権利行使が市場支配的地位の濫用に該当するか否かを具体的に分析する。

(一)市場支配的地位の認定

経営者が知的財産権を有していることは、必然的に市場支配的地位を持つことを意味するわけではない。知的財産権を有している経営者が関連市場において支配的地位を有するか否かを認定するには、「独占禁止法」に規定されている市場支配的地位を認定又は推定する要素及び情状に従って分析を行い、知的財産権の特徴を踏まえなければならないが、さらに次に掲げる要素を具体的に考慮することもできる。

- 1. 取引相手により知的財産権が代替される可能性及び転換コスト
- 2. 川下市場が関連する知的財産権により提供される商品を利用する依存度
- 3. 経営者に対する取引相手の抑制均衡能力。

標準必須専利を有する経営者が市場支配的地位を有するか否の認定については、引き続き次に掲げる要素を考慮することができる。

- 1. 関連する標準の市場価値と応用の度合い
- 2. 代替標準が存在するか否か
- 3. 関連する標準に対する業界の依存度及び代替標準を使用する際の転換コスト
- 4. 異世代における関連標準の変遷状況と互換性
- 5. 標準に組み込まれている関連する技術が代替される可能性。

(二)市場支配的地位の濫用

「独占禁止法」第 17 条では市場支配的地位の濫用を禁止しているが、関連市場において支配的地位を有する経営者による知的財産権の行使が濫用に該当するか否かについては、知的財産権の特徴及び競争に対する影響を考慮し、個別の事例を踏まえて具体的な分析を行う必要がある。

1. 不公平な高額の使用許諾料による知的財産権の使用許諾

経営者にはその知的財産権について合理的なインセンティブを獲得する権利があり、それにより開発での投資を回収し、引き続きイノベーションに取り組む。経営者が知的財産権に関する法令に従って使用許諾料を徴収することは、通常「独占禁止法」の規制を受けない。ただし、もし経営者がその市場支配的地位を濫用し、不公平な高額の使用許諾料により知的財産権の使用を許諾すれば、競争は排除、制限され、消費者の利益が損なわれる。

経営者が不公平な高額の使用許諾料により知的財産権の使用を許諾しているか否かの分析、 認定については、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (1)経営者が主張する使用許諾料がその知的財産権の価値に明らかに合致していないか
- (2) 関連する知的財産権が負担している実施許諾・承諾
- (3)関連する知的財産権の実施許諾履歴又は比較できる使用許諾料の基準
- (4)経営者が知的財産権の地域範囲又は網羅する商品の範囲を超えて使用許諾料を徴収していないか
- (5)経営者が包括的な実施許諾を行うとき、期限切れ又は無効の知的財産権に対して使用許 諾料を徴収していないか
- (6)知的財産権の実施許諾契約において、不公平な高額の使用許諾料につながるその他許諾 条件が含まれていないか
 - (7)経営者が不正な手段により被許諾者に使用許諾料を受け入れさせていないか

経営者が不公平な高額の使用許諾料により標準必須専利を使用許諾していないか否かの分析、認定については、さらに関連する標準の製品が負担している使用許諾料全体の状況及びその関連産業の正常な発展に対する影響を考慮することができる。

2. 実施許諾の拒絶

実施許諾の拒絶は、経営者が知的財産権を行使する一種の表現形式であり、一般的な状況に おいては、経営者は競争相手又は取引相手との取引を行う義務を負っていない。ただし、市場支 配的地位を有する経営者が正当な理由なく実施許諾を拒絶すれば、関連市場における競争が排 除、制限され、消費者又は公共の利益が損なわれるおそれがある。

実施許諾の拒絶に正当な理由があるか否かの分析については、個別のケースの具体的な状況に基づき、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (1)関連する知的財産権が負担している実施許諾・承諾
- (2)関連する知的財産権が関連市場への参入に必須のものであるか、及び合理的に獲得できる代替する知的財産権が存在しているか
 - (3)実施許諾に関連する知的財産権が経営者のイノベーションに与える影響及びその度合い
 - (4)被拒絶者に合理的な使用許諾料を支払う意思及び能力が欠如していないか
- (5)被拒絶者に知的財産権の正当な使用又は製品の安全及び性能を確保するために必要な品質、技術保障が欠如していないか

- (6)被拒絶者が知的財産権を利用することが省エネ、環境保全などの社会的な公共利益に不利な影響をもたらすか否か。
 - 3. 抱き合わせ販売

本ガイドラインにおいて抱き合わせ販売とは、経営者が知的財産権の実施許諾、譲渡を行うとき、 取引相手にその他知的財産権の実施許諾、譲渡又はその他の商品の受け入れを要求することを いう。

抱き合わせ販売は、ある程度において取引コストを引き下げ、商品機能の整備を促進することができる。ただし、市場支配的地位を有する経営者が正当な理由なしに抱き合わせ販売を行えば、競争が排除、制限されるおそれがある。

抱き合わせ販売が市場支配的地位の濫用に該当するか否かの分析については、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (1)取引相手の意思に反していないか
- (2)取引慣習又は消費習慣に合致するか
- (3)関連する知的財産権又は商品の性質の差異及び相互関係を無視していないか
- (4)技術の互換、製品の安全、製品の性能などを実現するのに必須の措置であるか
- (5)その他経営者の取引機会を排除、制限していないか
- 4. 不合理な取引条件の追加

市場支配的地位を有する経営者が、知的財産権と関連のある取引において次に掲げる制限条件を追加することは、競争を排除、制限するおそれがある。

- 1. 取引相手にその改良された技術についての独占的グラントバックを要求する
- 2. 取引相手がその知的財産権の有効性について疑問を提起するか、又は知的財産権侵害訴訟を提起することを禁止する
 - 3. 取引相手が競争力のある技術又は商品を使用することを制限する
- 4. 期限切れ又は無効の知的財産権について権利を主張する
- 5. 取引相手と第三者が取引を行うことを禁止するか、又は取引相手と第三者の取引について、 対象の選択、取引地域などの取引条件に関する制限を行う。
 - 5. 差別待遇

経営者は異なる被許諾者に対して異なる許諾条件を実施する権利がある。ただし、市場支配的 地位を有する経営者が、正当な理由なしに条件が実質的に同等である被許諾者に対して異なる 許諾条件を実施することは、競争を排除、制限するおそれがある。

差別待遇が市場支配的地位の濫用に該当するか否かの判断については、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (1)被許諾者の条件が実質的に同等であるか否かについては、実施許諾を受けた知的財産権の範囲、異なる被許諾者が関連する知的財産権を使用する際に提供する商品又はサービスに代替関係が存在するか否かを考慮することができる
- (2)許諾条件が実質的に異なるか否かについては、実施許諾契約自体の条項を分析することに加え、さらに許諾者及び被許諾者との間で成立しているその他ビジネス手配の実施許諾条件に対する実質的影響を総合的に考慮する必要がある
 - (3)被許諾者の関連市場への競争参与に明らかに不利な影響を及ぼすか
 - 6. 差し止め救済

本ガイドラインにおいて差し止め救済とは、専利権者が司法機関又は準司法機関に関連する専利の使用を制限するよう請求し、公布された命令をいう。

差し止め救済は、標準必須専利の専利権者が法により享受する、その合法的な権利を保護する救済手段である。ただし、市場支配的地位を有する標準必須専利の専利権者が、差し止め救済を利用して被許諾者に不公平な高額の使用許諾料又はその他の不合理な許諾条件を受け入れるよう強制することは、競争を排除、制限するおそれがある。

標準必須専利を有する経営者が差し止め救済を申し立てることが競争を排除、制限しているか否かの分析、判断については、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (1) 双方の交渉の過程における行為及びそれが示す真の意図についての話し合い
- (2) 関連する標準必須専利が負担している関連差し止め救済の承諾
- (3)双方の交渉の過程において提起された許諾条件についての話し合い
- (4)差し止め救済の申し立ての許諾交渉、関連市場及び川下市場における競争及び消費者の利益に対する影響。
 - 四. 知的財産権にかかわる経営者の集中

(略)